

(令和3年12月27日 庁議)

部等名 | スポーツ振興局

| | |
|----|---|
| 件名 | 「山梨県スポーツ推進計画」の改定について（協議） |
| 経緯 | <ul style="list-style-type: none">○ 山梨県スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として、令和元年6月に策定。○ 新型コロナウイルス感染症の影響及び東京オリンピック・パラリンピックの終了など、スポーツを巡る社会状況の変化等に対応した計画の改定を行う必要がある。○ 経緯<ul style="list-style-type: none">令和3年 5月 第1回スポーツ推進審議会令和3年10月 第2回スポーツ推進審議会令和3年11月 第3回スポーツ推進審議会令和3年12月 教育委員会会議○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「山梨県スポーツ推進計画」（改定）（素案）について、県民から意見を募集した。 【意見募集期間】 令和3年11月29日（月）～令和3年12月12日（日）（14日間） |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">○ 県民意見提出制度の結果<ul style="list-style-type: none">(1) 意見の件数：1件（1人）(2) 意見の内容及び県の考え方（別紙のとおり）(3) 意見への対応<ul style="list-style-type: none">・実施段階検討 1件○ 「山梨県スポーツ推進計画」を別添のとおり改定し、県民に公表する。 |

「山梨県スポーツ推進計画」(改定の概要)(案)

山梨県スポーツ推進計画

- ◇ 計画の位置づけ
本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画として、国の第2期スポーツ基本計画を参酌するとともに、山梨県教育振興基本計画と連携し、策定したものです。
- ◇ 計画期間 令和元年度～令和5年度（5年間）

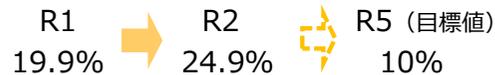


I 改定理由

① 新型コロナウイルス感染症の拡大

各種活動の自粛が求められ、スポーツへの参画機会が減少している。

過去1年間に一度も運動・スポーツを実施しなかった人の割合



② 東京オリンピック・パラリンピックの終了

東京オリンピック・パラリンピック開催により、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わおうという意識が高揚している。

- 山梨県が初めてオリンピック自転車競技ロードレースの開催地となった。
- 事前合宿受け入れにより、合宿地としてのステータスが確立された。
- 本県ゆかりの選手8名が出場し、3名がメダル獲得し、1名が4位入賞した。

II 改定内容

- ① 県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる元気なやまなしをつくり、スポーツへの参画の拡大を図るため、基本方針Ⅲの政策項目1を「一人スポーツの推進」とし、子供から高齢者、性別や障害者に対応した取り組みを一層強化する。

| 政策項目 | 具体的方策 |
|--------------------------|-----------------|
| 1 スポーツへの意識啓発と参画するための取り組み | (1)スポーツへの意識啓発 |
| | (2)一人スポーツの推進 |
| | (3)「みる」スポーツへの参画 |

| 政策項目 | 具体的方策 |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 一人スポーツの推進 | (1)スポーツへの意識啓発 |
| | (2) 年齢・性別・障害者に対応した取組 |
| | (3)「みる」スポーツへの参画 |

- ② 東京オリンピック・パラリンピックによるスポーツへの意識の高まりを契機として、スポーツの振興を図るため、基本方針Ⅴの施策項目2を「東京オリンピック・パラリンピックの成果の活用」とし、自転車イベントの開催などに取り組む。

| 政策項目 | 具体的方策 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 2 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた機運の醸成 | (1)トップアスリートによる機運の醸成 |
| | (2)県民参加による機運の醸成 |
| | (3)パラスポーツの体験 |
| | (4)東京オリンピック・パラリンピック候補選手との協働 |

| 政策項目 | 具体的方策 |
|---------------------------------|-----------------------|
| 2 東京オリンピック・パラリンピックの成果の活用 | (1)サイクルスポーツ文化の定着 |
| | (2)事前合宿地としてのステータス活用 |
| | (3)パラスポーツの活性化 |
| | (4)トップアスリートと協力した競技力向上 |
| | (5)新しいスポーツの普及促進 |

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県スポーツ推進計画（改定）」（素案）

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方（対応方針） |
|----|---|--|-----|--|
| 1 | 基本方針Ⅲ 政策項目1 一人一ス ポーツの推 進 基本方針Ⅴ 政策項目3 スポーツに よる地域振 興 | <p>山梨県の自転車活用推進計画と連携して実施、そして追加で記載されてはどうか。</p> <p>11月22日に楡形山に一般無料解放の初心者向けパークがオープンし、県民にとってマウンテンバイクという新しいスポーツにふれ合う機会・場所・団体があります。地域活性に繋がることも山梨県自転車活用推進計画に記載されており、愛好会の活動に参加していてもそのように感じます。</p> <p>また、民間のマウンテンバイクコースも山梨には2つ以上あり、環境としても恵まれており、スポーツの推進に活かせると思います。</p> | 1 | <p>【実施段階検討】 マウンテンバイク等の新しいスポーツを体験できる機会を設けるなど、一人一スポーツを推進するとともに、山梨ならではの地域資源を活用して、スポーツを通じた地域振興を図って参ります。 事業実施にあたっては、山梨県自転車活用推進計画と連携していきます。</p> |